

日医発第 355 (保 65)
平成 22 年 7 月 5 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
原 中 勝 征

船員保険被保険者証の切替えについて

船員保険制度については、平成 21 年 12 月まで社会保険庁によって運営されておりましたが、社会保険庁の廃止に伴い、平成 22 年 1 月以降は、全国健康保険協会がその保険者（運営主体）となりましたこと等については、平成 22 年 1 月 19 日付け日医発第 894 号（保 186）にてお知らせ申し上げたところでございます。

これにより、船員保険の被保険者及びその被扶養者に対しては、新たに全国健康保険協会が交付する被保険者証が交付されることとなりますが、今般、全国健康保険協会より、下記のとおり新被保険者証への切替えを行う旨の連絡がありましたので、お知らせ申し上げます。

なお、本件につきましては、全国健康保険協会ホームページにも掲載されておりますことを申し添えます。

記

1. 概要等

平成 21 年 12 月以前に社会保険庁が交付した紙製の被保険者証及び被扶養者証（以下、「旧被保険者証」という。）については、被保険者証の切替えに係る経過的な取扱いとして、平成 22 年 1 月以降も引き続き有効とされている。

しかし、その有効期限が平成 22 年 8 月 31 日までとされていることから、当該有効期限までに新被保険者証に切り替える必要がある。

そこで、平成 22 年 7 月上旬に新被保険者証への切替えを行う。

なお、月の途中での切替えとなった場合、当該月の請求については、新被保険者証の

番号または旧被保険者証の番号のいずれでもよいが、レセプトについては1枚に統一する。

2. 切替え対象者

旧被保険者証の交付を受けている被保険者及び被扶養者が切替えの対象となる。

なお、平成22年1月以降に船員保険に加入した者など、既に新被保険者証の交付を受けている被保険者等については、今回の切替えの対象とはならない。

※従来の船員保険被保険者証及び船員保険被扶養者証は紙素材であったが、新被保険者証については、1人1枚のプラスチック素材によるカード様式の被保険者証（黄緑色）となる。

3. 切替えスケジュール

平成22年7月1日から平成22年7月9日までの間に、船舶所有者宛てに新被保険者証が発送される予定。（北から地区ごとに順次発送される。）

なお、疾病任意継続被保険者については、7月末日に被保険者宛てに発送される予定。

以上

（添付資料）

1. 船員保険被保険者証の切替えについて

（平22. 6. 10 協船発第0610001号 全国健康保険協会船員保険部長）

協船発第0610001号
平成22年6月10日

社団法人 日本医師会長 殿

全国健康保険協会船員保険部長

船員保険被保険者証の切替えについて

標記につきましては、別添のとおり進めることとしておりますので、関係者
に対する周知方特段のご配慮をよろしくお願い申し上げます。

平成22年6月10日
全国健康保険協会船員保険部

船員保険被保険者証の切替えについて

1. 概要等

平成22年1月以降、全国健康保険協会が交付する船員保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）については、一人1枚のプラスチック素材によるカード様式の被保険者証（以下「新被保険者証」という。）により交付している。

なお、平成21年12月以前に社会保険庁が交付した紙の船員保険被保険者証及び船員保険被扶養者証（以下「旧被保険者証」という。）については、平成22年1月以降も引き続き有効とされているが、券面において、有効期限を平成22年8月31日までとする旨が記載されており、当該有効期限までに新被保険者証に切替える必要がある。このことから、平成22年7月上旬に新被保険者証への切替えを行う。

2. 切替え対象者

旧被保険者証の交付を受けている被保険者及び被扶養者（以下「被保険者等」という。）を切替え対象者とする。

なお、既に新被保険者証の交付を受けている被保険者等は切替え対象者としない。

○切替え対象者数（平成22年5月末時点での切替え予定者数）

- ・被 保 険 者：約44,000人 被扶養者：約56,000人
- ・疾病任意継続被保険者：約1,400人 被扶養者：約1,500人

[参考：平成22年5月末時点での被保険者数等]

- ・被 保 険 者：約58,000人 被扶養者：約75,000人
- ・疾病任意継続被保険者：約3,400人 被扶養者：約3,800人

3. 切替えスケジュール

新被保険者証（切替え分）について、平成22年7月1日から平成22年7月9日までの間に、船舶所有者あて発送予定。（北から地区ごとに順次発送。）

なお、疾病任意継続被保険者については、7月末日に被保険者あて発送予定。



新しい船員保険被保険者証（切替え後）

※旧被保険者証（紙媒体）の有効期限：平成22年8月31日まで

船員保険被保険者証の切替えを行います。

※ 新しい被保険者証は7月中旬を目途にお送りさせていただきます。

従来の船員保険被保険者証（紙）から新しい船員保険被保険者証（プラスチック）への切替えにご協力ください。

全国健康保険協会船員保険部では、従来の船員保険被保険者証および船員保険被扶養者証（紙素材）をお持ちの方を対象に、新しい船員保険被保険者証（プラスチック素材・黄緑色）に切替えをさせていただくことといたしました。

新しい船員保険被保険者証につきましては7月上旬を目途にお送りさせていただきます。

なお、平成22年1月以降に船員保険に加入された方など、すでに新しい船員保険被保険者証をお持ちの方につきましては、今回の切替えの対象とはなりません。

※ 従来の船員保険被保険者証および船員保険被扶養者証（紙素材）については、平成22年8月31日まで引き続き使用できます。

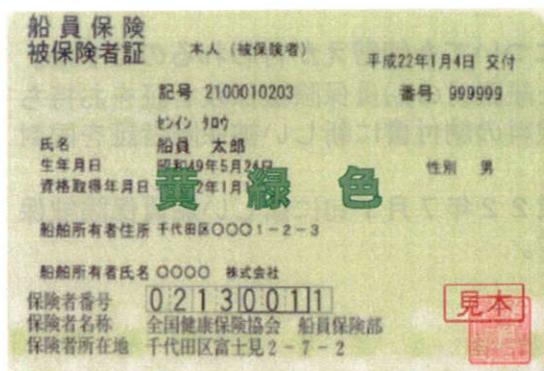
切替えにあたって(今後のスケジュール)

○ 7月上旬を目途に新しい船員保険被保険者証をお送りさせていただきます。

(6月上旬頃のデータをもとに作成する予定です。)

・ 新しい船員保険被保険者証をお送りした後、従来の船員保険被保険者証を回収させていただきますので、ご協力をお願い申し上げます。

※ 新しい船員保険被保険者証については、船舶所有者様あてにお送りさせていただきます。お届けいただいている住所と異なる住所または宛名への送付をご希望される場合には、全国健康保険協会船員保険部管理グループまでご連絡ください。



新しい船員保険被保険者証（切替後）

【問い合わせ先】

全国健康保険協会
船員保険部 船員保険管理グループ

〒102-8016
東京都千代田区富士見2-7-2
ステージビルディング14階

電話 0570-300-800
または 03-6862-3060
FAX 03-6862-3067

ご不明な点がございましたら、上記問い合わせ先までご照会ください

Q 1 どのような方が船員保険被保険者証の切替え対象者になりますか。

A 1 平成21年12月以前に社会保険庁（地方社会保険事務局、社会保険事務所）が発行した紙素材の船員保険被保険者証（船員保険被扶養者証を含む。）をお持ちいただいている被保険者（その被扶養者を含む。）の方が切替え対象者となります。

※ 平成22年1月4日以降に全国健康保険協会船員保険部が発行したプラスチック素材の船員保険被保険者証をお持ちいただいている方（平成22年1月以降に、船員保険の資格を取得をされた方や船員保険被保険者証の再交付を受けた方等）は、切替えの対象外となります。

Q 2 社会保険庁が発行した船員保険被保険者証の記号・番号と新しい船員保険被保険者証の記号・番号は違うのですか。

A 2 社会保険庁が発行した船員保険被保険者証の記号・番号は、漢字かな、英数字が混在していますが、新しい被保険者証の記号・番号は数字表記で統一されています。

※ 日本年金機構では、船舶所有者記号について、漢字かなによる記号管理を行っておりますので、適用関係届（資格取得届等）の提出時には、漢字かなによる記号を記入してください。

Q 3 新しい被保険者証はいつから使用できますか。また、社会保険庁が発行した船員保険被保険者証は使用できなくなるのですか。

A 3 新しい被保険者証はお手元に届いたときから、すぐに使用できます。

また、社会保険庁が発行した船員保険被保険者証は、平成22年8月31日まで引き続き使用できます。

Q 4 新しい被保険者証には有効期限がないのですか。

A 4 社会保険庁が発行した船員保険被保険者証には有効期限が定められていましたが、新しい被保険者証については有効期限は設けられていません。

Q 5 遠隔地被保険者証の交付を受けたい場合はどうすればいいですか。

A 5 平成22年1月以降に全国健康保険協会船員保険部が発行している船員保険被保険者証については、一人1枚のカード様式となっていますので、遠隔地被保険者証の手続きは必要ありません。

なお、社会保険庁が発行した紙素材の船員保険被保険者証をお持ちいただいている方で、新しい船員保険被保険者証の切替えまでに遠隔地被保険者証が必要になられた場合は、「船員保険被保険者証再交付申請書」により再交付の手続きをとっていただくことにより、新しい船員保険被保険者証（一人1枚のカード様式）を交付させていただきます。

Q 6 疾病任意継続被保険者の方の船員保険被保険者証についても切替えが行われるのですか。

A 6 疾病任意継続被保険者の方で社会保険庁が発行した紙素材の船員保険被保険者証をお持ちいただいている方については、平成22年8月分保険料の納付書に新しい被保険者証を同封させていただくこととしています。

※ 保険料を前納いただいている方については、平成22年7月下旬に新しい船員保険被保険者証を別途送付させていただくこととしています。

全国健康保険協会船員保険部

全国健康保険協会ホームページ(<http://www.kyoukaikenpo.or.jp>)